前　金	部分払い
(有)　無	0 回

平成　25　年度

藤方排水機場し渣搬出機取替修繕

津　市
下水道部下水道施設課

<table>
<tr><td>平成 25 年度
下施排
第2-3号</td><td># 修 繕 設 計 書</td><td>部 長</td><td>／</td></tr>
<tr><td rowspan="2">修 繕 名</td><td rowspan="2">藤方排水機場し渣搬出機取替修繕</td><td>部 次 長</td><td></td></tr>
<tr><td>課 長</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">施 工 場 所</td><td rowspan="2">津市 藤方 地内</td><td>検 算 者</td><td></td></tr>
<tr><td>調 整 ・ 担 当 主 幹</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設 計 金 額</td><td rowspan="2">￥ ―
（内消費税等相当額 円）</td><td>担 当 主 幹</td><td></td></tr>
<tr><td>担 当 副 主 幹</td><td></td></tr>
<tr><td>工 期</td><td>**平成２６年３月２０日限り**</td><td>主 査</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">修 繕 の 大 要</td><td>設 計 者</td><td></td></tr>
</table>

し渣搬出設備設置	一式
し渣搬出機（ベルト幅：600mm、機長：約10.0m）	1基

位　置　図

平成２５年度下施排第２－３号
藤方排水機場し渣搬出機取替修繕

内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
本修繕費				1	式	―――	―――	
	複合機器費			1	式	―――		明細表第1号のとおり
		直接修繕費		1	式	―――		
			材料費	1	式	―――		明細表第2号のとおり
			輸送費	1	式	―――		
			労務費	1	式	―――		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	―――		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	―――		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	―――		明細表第6号のとおり
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費		1	式	―――		
			共通仮設費	1	式	―――		明細表第7号のとおり
			現場管理費	1	式	―――		
			据付間接費	1	式	―――		
		計 (間接修繕費)						
		計 (据付修繕原価)						

津市設計書用紙

内　訳　表

	計 （修繕原価）							
	一般管理費等			1	式	―――		
	計 （修繕価格）							
	消費税等相当額			1	式	―――		
本修繕費計								

津市設計書用紙

明　細　表

第　1　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
複合機器費				1	式	———	———	
	し渣搬出機及び架台製作工			1	式			
	計 (複合機器費)							

津市設計書用紙

明　細　表

第　2　号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
材料費				1	式	―――	―――	
	電線類	EM-600V-CV 3.5sq-3c			m			
	電線類 付属材料	（絶縁キャップ・マークバンド・ケーブル記号札等を含む）		1	式	―――		
	電線管	PE28			m			
		FEP30			m			
	電線管 付属材料	（接合材・端末器具・塗装・可とう電線管・支持材料などを含む）		1	式	―――		
	FEP 異種管継手	FEP30			個			
	プルボックス	完全防水 SUS製	200×200 ×200		個			
	補助 材料費			1	式	―――		
	計 （材料費）							

津市設計書用紙

明　　細　　表

第　3　号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
労務費				1	式	―――	―――	
	一般労務費			1	式	―――	―――	
	電工				人			
	小計 (一般労務費)							
	機械設備据付労務費			1	式	―――	―――	
	機械設備据付工				人			
	技術者				人			
	小計 (機械設備据付労務費)							
	計 (労務費)							

津市設計書用紙

明　細　表

第　4　号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
複合工費				1	式	――――	――――	
	コンクリート打設工	21-8-25、無筋コンクリート 人力打設 W/C=55%以下			m^3			
	コンクリート切断工	Co t≧15cm			m			
	構造物とりこわし工	無筋構造物 人力施工			m^3			
	コア抜き工	削岩機 削孔径φ30～60 削孔深200～400mm未満			孔			
	計（複合工費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第 5 号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
直接経費				1	式	———	———	
	機械経費	トラッククレーン運転経費			日			
	軽微な機械器具損料			1	式	———		
	計 （直接経費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第 6 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
仮設費				1	式	―――	―――	
	軽微な機械器具損料			1	式	―――		
	計 （仮設費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第　7　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費				1	式	―――	―――	
	共通仮設費率計算			1	式	―――		
	交通誘導員B				人			
	コンクリート塊運搬費 人力積込、無筋コンクリート				m^3			
	コンクリート塊処分費				m^3			
	発生品処分費			1	式			
	計 （共通仮設費）							

津市設計書用紙

平成２５年度

藤方排水機場し渣搬出機取替修繕

仕　様　書

津市下水道部下水道施設課

第　１　章　　一 般 共 通 事 項

１　適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

２　関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営室監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

（１）労働安全衛生法
（２）消防法
（３）建設リサイクル法
（４）電気事業法
（５）電気用品安全法
（６）内線規定
（７）建築基準法
（８）日本工業規格
（９）電気規格調査会規格（ＪＥＣ）
（１０）日本電気工業会標準（ＪＥＭ）
（１１）（機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
（１２）小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
（１３）（機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省）
（１４）その他関係法規

３　打ち合わせ

本工事等の請負契約締結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

４　環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリートはつりガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

（１）騒音、振動の抑制（低騒音型の建設機械等の選定）

本工事において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

（２）地下水のかん養（雨水浸透等）

（３） 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

（４） 廃棄物の適正な処分

（５） その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5　承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

6　軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7　器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8　既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構築物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9　提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員が提示する必要な書類を提出するものとする。
なお、そのサイズは、指定なきものを除き全てＡ４版とする。
提出部数は、各２部とする。（下記に指示あるものを除く）

（１） 契約後直ちに提出すべきもの
- ア　着工届
- イ　工程表
- ウ　現場代理人及び主任技術者等の選任届（略歴書を含む）

（２） 適宜、提出すべきもの
- ア　施工計画書（工程表は、ネットワーク式）
- イ　承諾用図面等
- ウ　工場等成績表
- エ　材料検査成績表
- オ　その他、本市監督員が指示するもの

（３） 完成時に提出すべきもの（工事等の完成日までに提出のこと）
- ア　完成報告書
- イ　機器製作写真及び施工写真（１部）
- ウ　完成写真（着工前・施工中主要箇所・完成）
  なお、着工前・完成写真は全景写真及び機器対象写真で同一アングルとする。
- エ　完成図書（製本３部、電子データ２部）

１０　試験及び検査

（１）　受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

（２）　主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の１０日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

（３）　機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。
　なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

（４）　試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

１１　機器製作及び現場施工の記録写真

（１）写真の分類
ア　着工前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
イ　機器製作状況写真（機器製作手順による工場製作状況写真、既製標準品　は除く）
ウ　現場施工写真（現場における施工状況写真）
エ　安全管理写真
オ　材料検収写真
カ　品質管理写真
キ　出来形管理写真

（２）写真の色彩、大きさ
　カラー・サービスサイズ（カラー印刷可）

（３）写真の撮影基準
ア　写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
イ　不可視部分の写真管理
　不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

１２　施工監理

（１）　請負金額５００万円以上の工事等を受注した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書の「ＣＯＲＩＮＳへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。

（２）　受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。

（３）　受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。

（4）　機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。

（5）　受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

１３　竣工

（1）施設等の受け渡し（引き渡し）
　工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

（2）技術指導
　完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

（3）保証
ア　保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）２年間とする。
イ　保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
ウ　保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実施しなければならない。
エ　保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

１４　疑義

（1）　本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

（2）　施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

１５　その他

（1）　本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

（2）　受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

（3）　設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第　２　章　　修 繕 施 工

１　修繕概要

本修繕は、藤方排水機場し渣搬出機が経年劣化により発錆やベルトひび割れ等が著しく、運転に支障を来しているため、設備の更新を行うものである。

２　修繕内容

（１）既設し渣搬出機及び架台の撤去。
（２）新設し渣搬出機及び架台の工場製作。
（３）新設し渣搬出機及び架台の据付。
（４）既設コンテナボックスの現場加工。
（5）屋内コンセントボックスより漏電遮断器箱を設置。
（６）し渣搬出機に操作スイッチを設置。
（７）電源ボックスからし渣搬出機まで埋設施工にて電線敷設。
（８）試運転及び調整。
（９）撤去品の産業廃棄物処分。

３　既設仕様

し渣搬出機
（１）製作メーカー：日工株式会社
（２）型　　　　式：モジュラーベルトコンベア（MC-40SP1-10MU 製番：KB055）
（３）基　　　　数：１基
（４）ベ ル ト 幅：４００mm
（５）機　　　　長：１０m
（６）駆 動 装 置：モータプーリ（１.５kW、２００V、６０Hz）
（７）傾 斜 角 度：約２２°
（８）搬 出 速 度：５２m/min程度
（９）塗 装 仕 様：メーカー標準仕様

４　新設仕様

（１）し渣搬出機
ア　型　　　　式：パイプフレーム（モジュラーベルトコンベア相当品）
イ　基　　　　数：１基
ウ　ベ ル ト 幅：６００mm
エ　機　　　　長：１０m
オ　駆 動 装 置：モータプーリ（１.５kW、２００V、６０Hz）
カ　傾 斜 角 度：約２０°
キ　搬 出 速 度：４２m/min程度
ク　塗 装 仕 様：機械設備必携による
ケ　ベルト仕様：１００N/mm×１.５×３層
コ　付　 属　 品：操作スイッチ（運転・停止用押し釦式）
サ　そ　 の　 他
（ア）機器据付は機械設備工事必携に準拠するほか、隣接する他機器との取り合いを十分考慮し、所定の位置に正確に据付けること。

（イ）コンテナボックスは、ベルト幅拡張分の欠加工を行い、し渣の搬出が円滑に行えるよう留意すること。

（２）漏電遮断器箱

ア　型　　　　式：ステンレス鋼板製（防水形）箱

イ　寸　　　　法：２００×２００×２００程度

ウ　盤内取付機器：漏電遮断器（一般用途用）

　　　　　　　　　１０ＡＦ/１０ＡＴ、２１０Ｖ、３φ

（３）屋外配管等

ア　仕　　　　様

（ア）機付電線及び電線管

a　施工箇所：し渣搬出機－操作スイッチ

b　材料・管径：ＥＭ－６００Ｖ－ＣＶ（３.５ｓｑ－３ｃ）　　９ｍ程度

　　　　　　　ポリエチレンライニング鋼管（ＰＥ２８）　　９ｍ程度

（イ）露出部電線及び電線管

a　施工箇所：操作スイッチ－地中

b　材料・管径：ＥＭ－６００Ｖ－ＣＶ（３.５ｓｑ－３ｃ）　　１ｍ程度

　　　　　　　ポリエチレンライニング鋼管（ＰＥ２８）　　１ｍ程度

（ウ）埋設部電線及び電線管

a　施工箇所：地中

b　材料・管径：ＥＭ－６００Ｖ－ＣＶ（３.５ｓｑ－３ｃ）　　５ｍ程度

　　　　　　　難燃性波付硬質ポリエチレン管（ＦＥＰ３０）５ｍ程度

　　　　　　　地中埋設部の波付硬質ポリエチレン管への接続は異種管継手を使用するものとする。

（エ）露出部電線及び電線管

a　施工箇所：地中－漏電遮断器箱

b　材料・管径：ＥＭ－６００Ｖ－ＣＶ（３.５ｓｑ－３ｃ）　　２ｍ程度

　　　　　　　ポリエチレンライニング鋼管（ＰＥ２８）　　２ｍ程度

（オ）暗渠部電線管

a　施工箇所：漏電遮断器箱－コンセントボックス

b　材料・管径：ＥＭ－６００Ｖ－ＣＶ（３.５ｓｑ－３ｃ）

５　試運転

（１）各機器の現場据付後、発注者の定める期間内に受注者は機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い成績書を提出すること。

（２）機器の調整にあたっては、津市建設部相川建設作業事務所と綿密に協議を行い、実際の業務が支障なく行えるように努めること。

（３）試運転終了後、監督員の指示に従い各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

第　３　章　　　特 記 事 項

１　他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事との協調を図り施工すること。

２　作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。また、施工時期の天候などを考え施工すること。

３　発生材の処分

機器の撤去に伴った発生材等についての処分にあっては特に留意し、修繕施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

４　産業廃棄物税

本修繕には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

５　修繕完成報告書

修繕完成報告書の提出部数は２部とする。

６　完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として３部作成するものとする。尚、作成にあっては本市監督員の指示に従うものとする。

さらに、今回修繕分の完成図書を電子ファイルにしたものを２部作成すること。なお、電子ファイル作成要領は、下水道事業団の技術情報作成仕様書に準ずるものとする。

７　交通安全

本修繕施工にあたっては、近隣住民ならびに通行者等に支障なきよう十分配慮し、作業終了時には現場の仮復旧を行うなどし、修繕期間中の安全確保に十分努めること。

８　現場の施工

（１）本修繕の施工においては、重量物の運搬据付に使用する重機等については堤防の構造等を事前に調査を行い、安全対策に十分留意し、効率的に作業を行うこと。機器の調整にあたっては、津市建設部相川建設作業事務所と綿密に協議を行い、実際の業務が支障なく行えるように努めること。

（２）本修繕は、本市別途発注修繕の除塵設備分解修繕と輻輳するため、機器の据付に係わる現場施工にあっては、当該修繕受注者と十分協議のうえ実施すること。

第　４　章　　　前金支払いに関する事項

請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事等の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

第　５　章　　　工事等施工監理に関する事項

［ 部分下請負通知書 ］

受注者は、修繕の一部分において下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

［ 現場の管理 ］

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

< 名札の例 >

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注２）所属会社の社印とする。

第　６　章　　　暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

１　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

３　受注者等の義務

⑴　本市の契約等の相手方及び下受注者（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

⑵　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。

⑶　受注者が本市と締結した契約等の履行に当たり、暴力団等による不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

４　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどの場合は、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

５　契約等の解除

上記の暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

第 7 章　　産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例
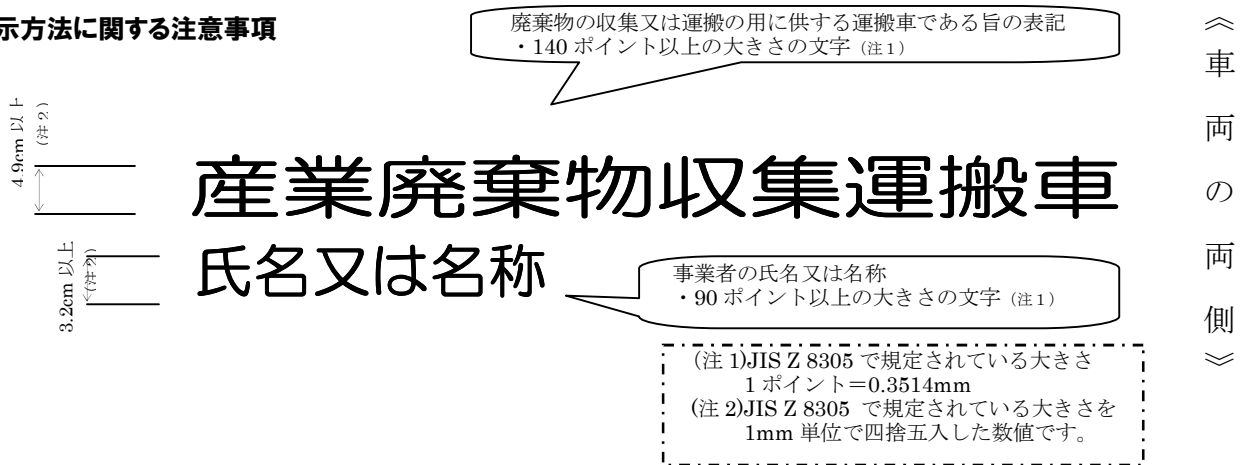
表示方法に関する注意事項

・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。

・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。

・　文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。